国別障害関連情報
メキシコ合衆国

令和８年８月
（2026 年８月）

独立行政法人
国際協力機構（JICA）

株式会社国際開発センター
株式会社コーエイリサーチ＆コンサルティング

人間
JR
26-072

本調査は、国際協力機構（Japan International Cooperation Agency。以下、「JICA」という。）が株式会社国際開発センター及び株式会社コーエイリサーチ＆コンサルティングに委託し、実施されました。本調査の内容は 2025 年 12 月から 2026 年 8 月にかけて日本国内において実施した文献・オンライン調査と当該国関係者からオンラインで回答を得た質問票の分析等に基づくものです。

国別障害関連情報
メキシコ合衆国
目次

１． 基礎指標 1
１－１．基礎指標 1
１－２．障害の定義と統計 2
２． 障害関連政策 6
２－１．障害関連行政制度 6
２－２．障害関連法令・政策文書 8
２－３．障害関連施策 13
３．国際条約及び国際協力等の実績 25
３－１．CRPD 批准による対応状況 25
３－２．マラケシュ条約実施状況 26
３－３．SDGs 関連政策における障害分野の取組 26
３－４．その他の障害と開発分野に関連する国際条約の批准・取組 27
３－５．障害と開発分野の国際協力実績（JICA、国際機関、二国間援助機関、国際 NGO 等との協力実績） 28
４． 障害関連団体の活動概況 29
４－１．障害当事者団体の活動概要 29
４－２．障害者支援団体の活動概要 29
５．障害者が直面する障壁・ニーズ 31
５－１．保健医療サービスを利用する際に直面する障壁・ニーズ 31
５－２．教育を受ける際に直面する障壁・ニーズ 31
５－３．就労に関する障壁・ニーズ 31
５－４．移動に関する障壁・ニーズ 31
５－５．情報保障に関する障壁・ニーズ 32
５－６．ジェンダーに関する障壁・ニーズ 32
６．参考資料 33

図表目次

図 1 制限のある生活機能別の障害者の割合（2023）.....3
図 2 障害者の年齢別割合（5 歳以上）（2023）.....4
図 3 障害の原因の割合（2023）.....4
図 4 州人口に対する障害者の割合（5 歳以上）（2023）.....5
図 5 CONADIS 組織図（2021）.....6

表 1 メキシコの障害関連担当機関.....6

略語表

ASD	Autism Spectrum Disorder	自閉スペクトラム症
AMADIVI	Asociación Mexicana para la Atención de Personas con Discapacidad Visual	メキシコ視覚障害者協会
APAC	Asociación Pro Personas con Parálisis Cerebral	脳性まひ者協会
CBID	Community-based Inclusive Development	地域に根ざしたインクルーシブ開発
CBR	Community-based Rehabilitation	地域に根ざしたリハビリテーション
CDHDF	Comisión de Derechos Humanos del Distrito Federal	連邦区人権委員会
CEDAW	Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women	女子差別撤廃条約
COAMEX	Coalición México por los Derechos de las Personas con Discapacidad	メキシコ障害者権利連合
CONADIS	Consejo Nacional para el Desarrollo y la Inclusión de las Personas con Discapacidad	全国障害者発展包摂審議会
CONEVAL	Consejo Nacional de Evaluación de la Política de Desarrollo Social	全国社会開発政策評価審議会
CONFE	Confederación Mexicana de Organizaciones en favor de la Personas con Discapacidad Intelectual	メキシコ知的障害者のための組織連盟
CRC	Convention on the Rights of the Child	子どもの権利条約
CRPD	Convention on the Rights of Persons with Disabilities	国連障害者権利条約
ENADID	Encuesta Nacional de la Dinámica Demográfica	全国人口動態調査
GDP	Gross Domestic Product	国内総生産
GIRE	Grupo de Información en Reproducción Elegida	選択的生殖情報グループ
HRW	Human Rights Watch	ヒューマン・ライツ・ウォッチ
ICJ	International Commission of Jurists	国際法律家委員会
ILO	International Labour Organization	国際労働機関
IMDHD	Instituto Mexicano de Derechos Humanos y Democracia	メキシコ人権民主主義研究所
IMSS	Instituto Mexicano del Seguro Social	メキシコ社会保険庁
INEGI	Instituto Nacional de Estadística y Geografía	国立統計地理情報院
JICA	Japan International Cooperation Agency	国際協力機構
OECD	Organization for Economic Co-operation and Development	経済協力開発機構
OPD	Organization of Persons with Disabilities	障害者団体

PAHO	Pan American Health Organization	汎米保健機構
PND	Plan Nacional de Desarrollo	国家開発計画
UNDEF	United Nations Democracy Fund	国連民主主義基金
UNDP	United Nations Development Programme	国連開発計画
UNICEF	United Nations Children's Fund	国連児童基金
WHO	World Health Organization	世界保健機関

1． 基礎指標

1－1．基礎指標[1]

一人当たり国内総生産[2]	14,185.8 米ドル	2024 年

セクター別政府支出

保健医療（対 GDP 比）	5.7 %	2022 年
教育（対 GDP 比）	4.1 %	2022 年
社会福祉（対 GDP 比）[3]	7.9 %	2022 年

人口

総人口	130,861,007 人	2024 年
男性人口比率	48.5 %	
女性人口比率	51.5 %	
都市人口比率	79.8 %	
農村人口比率	20.2 %	
平均余命（全体）	75.1 歳	2023 年
男性	72.2 歳	
女性	77.8 歳	

保健医療

栄養不足蔓延率	2.7 %	2023 年
乳児死亡率（1000 人当たり）	10.8 人	2023 年

教育

教育制度[4]		
初等教育年数	6 年	
義務教育年数	15 年	
成人識字率（全体）	95.8 %	2024 年
男性	96.4 %	
女性	95.2 %	

[1] 世界銀行（https://data.worldbank.org/indicator(参照 2026-1-20)）に基づく。
[2] Gross Domestic Product。以下、「GDP」という。
[3] 国際労働機関（International Labour Organization。以下、「ILO」という。）（https://www.ilo.org/sites/default/files/2024-09/WSPR_2024_EN_WEB_1.pdf (参照 2026-1-20)）に基づく。
[4] メキシコの教育制度は、小学校（6 年間）、中学校（3 年間）、高校（3 年間）、大学（4-6 年間）。6 歳から就学する。教育省及び経済協力開発機構（Organization for Economic Co-operation and Development: OECD）ウェブサイト（https://www.gob.mx/sep/acciones-y-programas/oferta-educativa-para-educacion-basica, https://www.oecd.org/en/publications/education-at-a-glance-2022_3197152b-en/full-report/component-71.html (参照 2026-6-9)）に基づく。

就学率		
初等教育（総就学率）		
全体	101.4 %	2023 年
男子	101.3 %	
女子	101.6 %	
中等教育（総就学率）		
全体	102.1 %	2023 年
男子	95.6 %	
女子	108.7 %	
高等教育（総就学率）		
全体	47.5 %	2023 年
男子	43.4 %	
女子	51.6 %	

雇用

失業率（全体）	2.7 %	2024 年
男性	2.7 %	
女性	2.7 %	

１－２．障害の定義と統計

１－２－１．障害の定義

メキシコ合衆国（以下、「メキシコ」という。）政府が、国連障害者権利条約（Convention on the Rights of Persons with Disabilities。以下、「CRPD」という。）の障害者権利委員会に 2011 年に提出した政府報告書（以下、「政府報告」という。）によると、障害の定義は CRPD に基づいて、2011 年制定の障害者包摂一般法[5]（Ley General para la Inclusión de las Personas con Discapacidad）第 2 条に定められている。すなわち、障害者とは「先天的に、あるいは後天的に、身体的、精神的、知的、あるいは感覚的な障害を一つ以上有する者であって、その障害が恒久的か一時的かを問わず、社会環境における障壁に直面した際に、他の者と同等の条件で社会に完全かつ効果的に参加することを妨げられるおそれのある者」と定義されている。

１－２－２．障害に関する統計

メキシコでは障害に関する統計として、国立統計地理情報院（Instituto Nacional de Estadística y Geografía。以下、「INEGI」という。）が実施する国勢調査と、全国人口動態調査（Encuesta Nacional de la Dinámica Demográfica。以下、「ENADID」という。）が使用さ

[5]https://legislacion.scjn.gob.mx/buscador/paginas/wfArticuladoFast.aspx?q=3vFL7VPngfU5ARx3YZNTYz+ev/yNse3g4Ap30EnqlOo8kTZSeeGoE9RbZlXF1jVPhjyUHeOe24WodkGhG20/Qw==（参照 2026-3-13）

れている。本項では入手可能な最新データとして、2023 年に実施された ENADID の統計を採用する[6]。

ENADID は、出生率、死亡率、居住移転などの人口動態を調査する目的で行われており、家庭内の情報として、住居環境、家族構成、保険、医療、障害、民族・言語、就労、教育などについて質問項目を設定している。

同調査における障害に関する質問項目では障害統計に関するワシントン・グループ短縮質問紙セットを採用している。そして、6 つの機能（見る、聞く、歩く、記憶する、セルフケア、コミュニケーション）に、「手・腕の使用」、「情緒・精神面の困難」の 2 問が加えられている。また、各機能の程度を、「困難はない」「ほとんど困難なくできる」、「非常に困難だができる」、「できない」の 4 段階で質問している。質問に対して、「できない」「非常に困難だができる」と答えた人を「障害あり」、「ほとんど困難なくできる」と答えた人を「制限あり」と分類している。さらに、これらの機能制限の原因についての回答として、「先天性」「疾病」「事故」「高齢」「暴力」「その他」の 6 つの選択肢が設定されている。2023 年の ENADID によると、全国民に対する障害者の割合は 6.8%で、2018 年の 6.3%から 0.5%上昇した。

障害者数（全体）[7]	8,867,697 人	全人口の 6.8%	2023 年
男性	4,123,479 人		
女性	4,744,218 人		

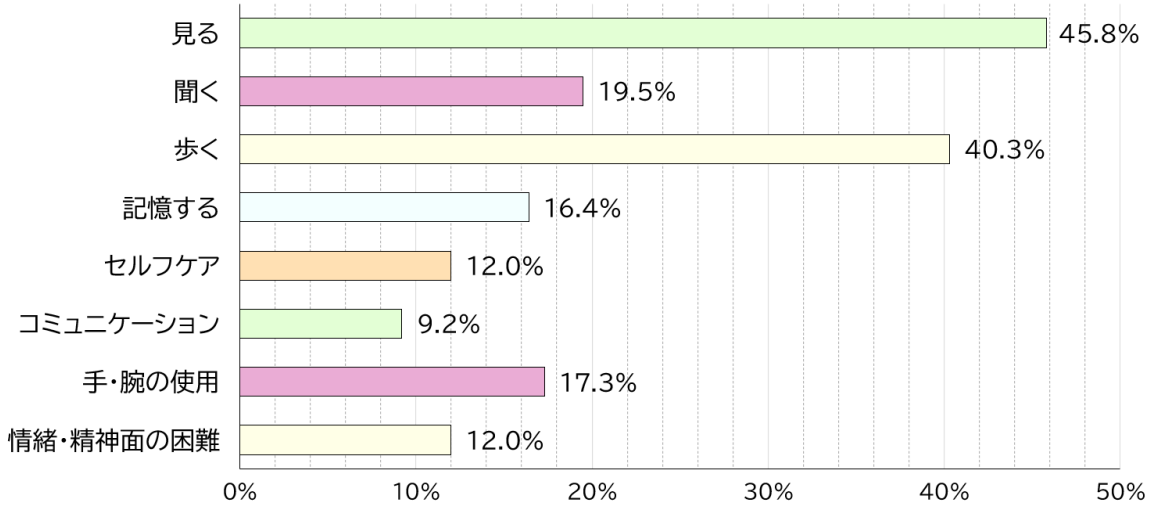


図 1 制限のある生活機能別の障害者の割合[8]（2023）

「見る」（45.8%）が最も多く、「歩く」（40.3%）、「聞く」（19.5%）、「手・腕の使用」（17.3%）、「記憶する」（16.4%）と続く。「セルフケア」と「情緒・精神面の困難」はいずれも 12.0%、「コミュニケーション」は 9.2%と最も低い割合である。

出所：ENADID（2023）を基に調査チームが作成

[6] 国勢調査は 2020 年が最新（https://www.inegi.org.mx/programas/ccpv/2020/）である。
[7] ENADID (2023) https://www.inegi.org.mx/programas/enadid/2023/（参照 2026-3-3）の統計データを基に記載
[8] 「非常に困難だができる」、「できない」と回答した人の割合。割合の合計が 100%を超えるのは、1 人が複数の活動で困難を報告した可能性があるため。

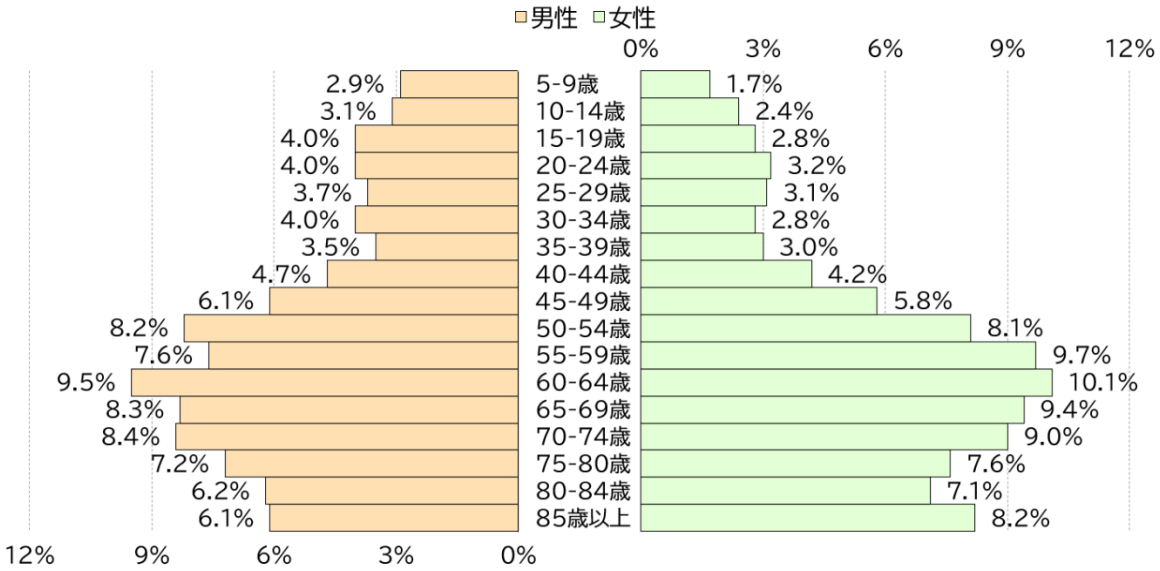


図 2 障害者の年齢別割合（5 歳以上）（2023）

女性は 60～64 歳で 10.1%、65～69 歳で 9.4%、70～74 歳で 9.0%と高い水準にあり、男性も 60～64 歳で 9.5%、65～69 歳で 8.3%、70～74 歳で 8.4%と同様の傾向を示している。男女ともに 60～64 歳がピークである。一方で、若年層（5～14 歳など）は男女ともに割合が低く、概ね 2～4%程度にとどまる。

出所：ENADID（2023）を基に調査チームが作成

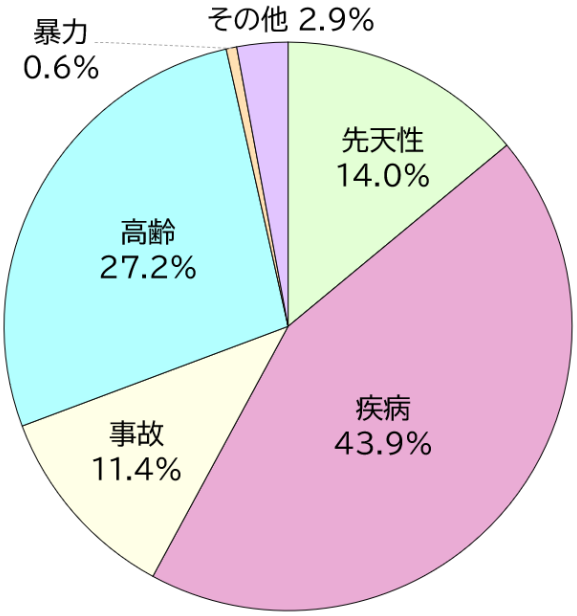


図 3 障害の原因の割合[9]（2023）

疾病（43.9%）と高齢（27.2%）で全体の約 7 割である。先天性（14.0%）、事故（11.4%）、その他（2.9%）と続き、暴力（0.6%）は最も割合が小さい。

出所：ENADID（2023）を基に調査チームが作成

[9] 「非常に困難だができる」、「できない」と回答した人につき、その原因の割合。

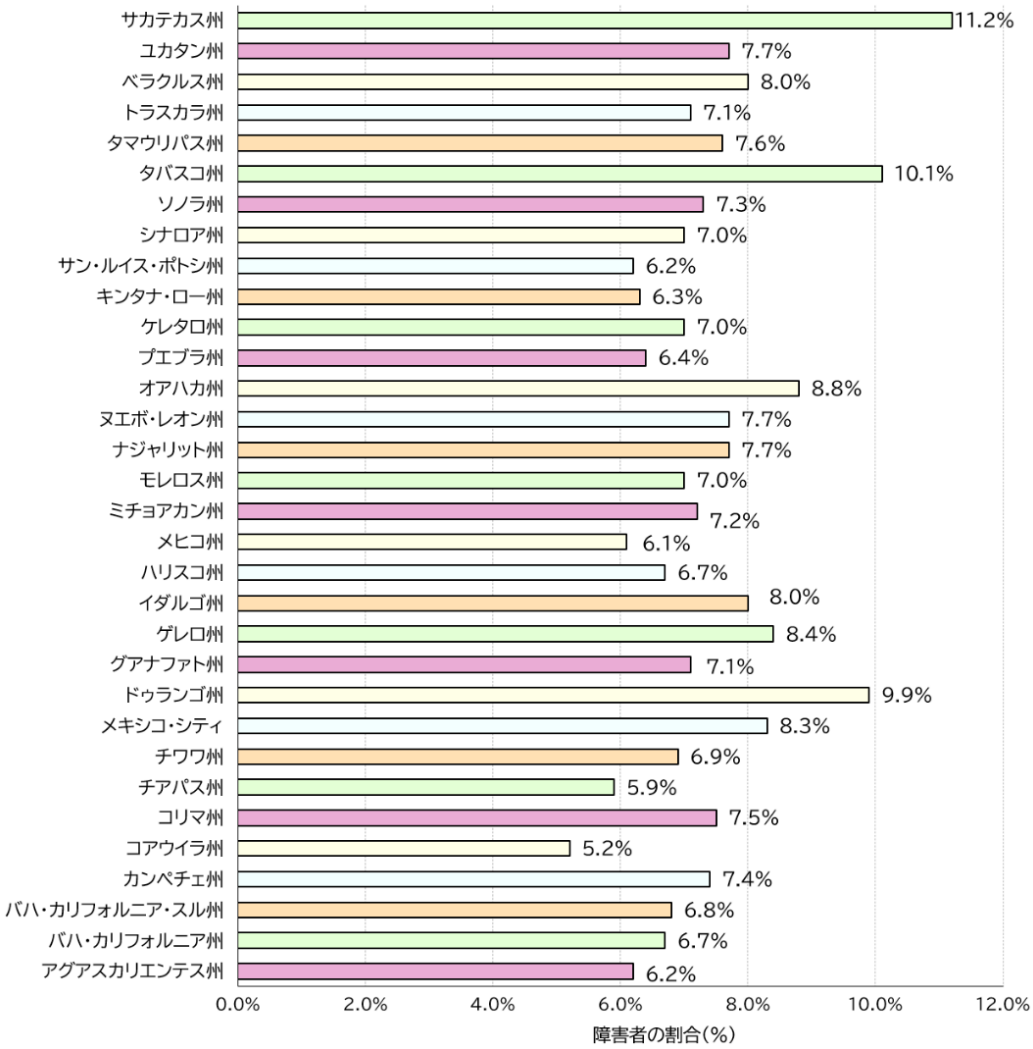


図 4 州人口に対する障害者の割合（5 歳以上）（2023）

最も割合が高いのはサカテカス州（11.2%）で、タバスコ州（10.1%）、ドゥランゴ州（9.9%）、オアハカ州（8.8%）、ゲレロ州（8.4%）、メキシコシティ（8.3%）、ベラクルス州（8.0%）、イダルゴ州（8.0%）と続く。多くの州が 7%前後に集中しており、ユカタン州（7.7%）、ヌエボ・レオン州（7.7%）、ナジャリット州（7.7%）、タマウリパス州（7.6%）、コリマ州（7.7%）、カンペチェ州（7.4%）、ソノラ州（7.3%）、ミチョアカン州（7.2%）、トラスカラ州（7.1%）、グアナファト州（7.1%）、シナロア州（7.0%）、ケレタロ州（7.0%）、モレロス州（7.0%）などである。一方、全国平均よりやや低い水準なのはチワワ州（6.9%）、バハ・カリフォルニア・スル州（6.8%）、ハリスコ州（6.7%）、バハ・カリフォルニア州（6.7%）である。さらに割合が低い州としては、プエブラ州（6.4%）、キンタナ・ロー州（6.3%）、サン・ルイス・ポトシ州（6.2%）、アグアスカリエンテス州（6.2%）、メヒコ州（6.1%）、チアパス州（5.9%）があり、最も低いのはコアウイラ州の 5.2%であった。

出所：ENADID（2023）を基に調査チームが作成

2． 障害関連政策

2－1．障害関連行政制度

メキシコでは障害者関連行政を担う組織として、障害者包摂一般法（2011）に基づき、全国障害者発展包摂審議会（Consejo Nacional para el Desarrollo y la Inclusión de las Personas con Discapacidad。以下、「CONADIS」という。）が設置されている。CONADIS は福祉省（Secretaría de Bienestar）傘下にあるが[10]、連邦政府から独立した法人格、独自の資産を有する組織である。障害者が社会のあらゆる分野で差別なく、完全に包摂されるための国家政策を確立・推進することを目的としており、連邦政府の様々な機関、障害者団体（Organization of Persons with Disabilities。以下、「OPD」という。）、専門家、学者と協力しながら、この分野におけるあらゆる関連施策を自主的に実施する権限を有している[11]。

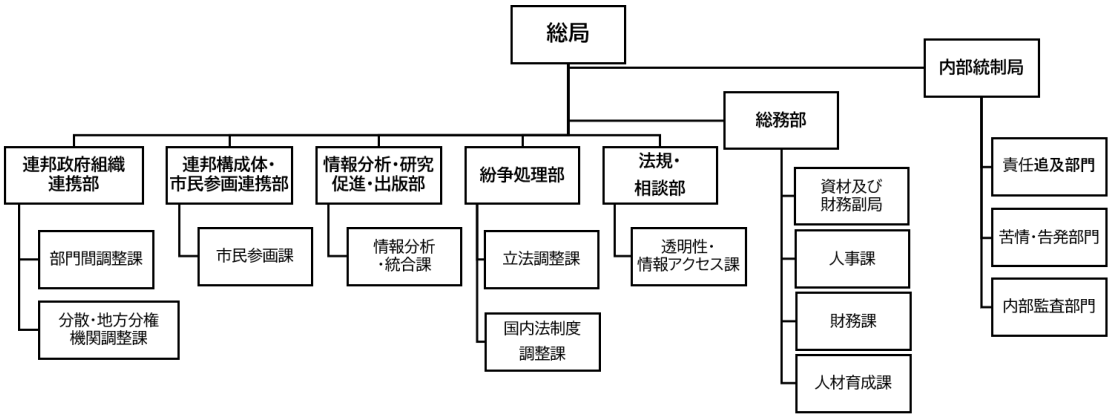


図 5 CONADIS 組織図（2021）

「総局」の下に「総務部」「連邦政府組織連携部」「連邦構成体・市民参画連携部」「情報分析・研究促進・出版部」「紛争処理部」「法規・相談部」が配置され、関連課を管轄している。これらとは別に、総局直轄の「内部監査局」が配置されている。

出所：メキシコ政府ウェブサイト[12]を基に調査チームが作成

【中央政府行政】[13]

障害関連担当機関

表 1 メキシコの障害関連担当機関

No.	機関名	概要
1	CONADIS	障害者包摂一般法に基づく目的は次のとおり。 1) 障害者の発展・包摂を目的とした、国家レベルの指針やプログラムを策定すること

[10] 2013 年 3 月に社会開発省（Secretaría de Desarrollo Social）傘下に移行。2018 年 12 月の連邦行政組織法（Ley Orgánica de la Administración Pública Federal）改正により、社会開発省は福祉省に改組された。

[11] https://www.gob.mx/conadis（参照 2026-3-13）

[12] https://www.gob.mx/conadis/documentos/organigrama-del-consejo-nacional-para-el-desarrollo-y-la-inclusion-de-las-personas-con-discapacidad（参照 2026-3-13）

[13] 政府報告（2011、2018）より収集・編集。

		2) CRPD に基づき、障害者の人権が尊重され、教育、保健、労働、文化などの全分野へ参加できる環境を整えること 3) 障害を理由とするあらゆる差別を撤廃し、その他の者と等しい機会を保障すること CONADIS の目標は次のとおり。 • 行政機関のプログラム・施策での障害者の権利の主流化 • 障害者の保健サービス及び専門医療へのアクセス改善 • 障害者の就労機会を拡大するためのプログラム・活動の設計・実施促進 • インクルーシブ・特別支援教育、文化、スポーツ、観光分野における障害者の参画強化 • 公共・私的空間、交通機関、情報技術における障害者のアクセシビリティの向上 • 障害者の司法制度へのアクセス、政治・社会参加を促進するための関連法規の整備
2	教育省（Secretaría de Educación Pública）	障害者の教育を受ける権利と、国家教育システムにおけるインクルーシブ教育の促進を統括する。
3	労働社会省（Secretaría del Trabajo y Previsión Social）	障害者の就労の権利と雇用の促進を統括する機関。障害者の労働分野への包摂を目的とする各種政策やプログラムを所管する。

出所：CONADIS ウェブサイト及び CRPD 第 2・第 3 統合定期報告（2018）を基に調査チームが作成

国内調整委員会設置状況[14]

委員会名称	CONADIS 諮問会議[15]（Asamblea Consultiva del CONADIS）
委員会メンバー	各州の OPD から 1 名、専門家・学者・研究者から 5 名、全国レベルの OPD 及び支援団体から 5 名
役割と実施状況	2017 年 5 月設置。メンバーは市民団体、個人から公募により選出される。各州の代表、市民社会組織、専門家、学者、研究者が各種支援プログラムや活動を分析・提案し、その意見はプログラムの遂行に反映される。

[14] 政府報告（2011、2018）より収集・編集。
[15] https://www.gob.mx/conadis/documentos/convocatoria-asamblea-consultiva-del-conadis-2020（参照 2026-3-13）

【地方政府行政】[16]

各州と連邦行政機関との間で結ばれた協定に基づいて、障害者の社会参加を推進するため、2016 年 11 月 18 日に障害者発展包摂委員会（Comisión para el Desarrollo y la Inclusión de Personas con Discapacidad）が全国知事会議にて設立された。

障害関連担当機関

委員会名称	障害者発展包摂委員会[17]
委員会メンバー	22 州[18]の知事
役割と実施状況	2016 年 11 月設置。障害者の社会包摂を全国的に推進するための取組の調整を目的としている。12 州で障害者専門の機関を設置しており、各機関には障害者サービスに関する協議会が設置されている。

２－２．障害関連法令・政策文書[19]

メキシコでは 2001 年に憲法が改正され、憲法第 1 条 3 項に、障害を理由とすることを含むあらゆる差別の禁止が追加された。これを受けて、すべての人の平等の権利と差別撤廃を保障するための関連法律の改正が開始された。その後、CRPD 批准後の 2011 年に行われた憲法改正では、人権に関する国際条約の内容を新たに憲法に含めた。同年には、障害者包摂一般法が制定されている。

法律名	障害者包摂一般法[20] （Ley General para la Inclusión de las Personas con Discapacidad）
施行年	2011 年
概要	障害者が社会のあらゆる側面において、他の市民と平等に、かつ効果的に参画できる環境を整えることを目的とする法律。憲法第 1 条（差別禁止）の内容を具体化し、公的機関が横断的に協力して障害者政策を実施するためのルールを定めている。

その他の障害者の権利と関係する主な法律には以下のものがある。

[16] 政府報告（2018）より収集・編集。
[17] https://www.conago.org.mx/comisiones/desarrollo-inclusion-personas-discapacidad（参照 2026-3-13）、https://www.conago.org.mx/reuniones/2016-11-18-huatulco-oaxaca（参照 2026-3-13）、https://www.gob.mx/conadis/articulos/creacion-de-la-comision-para-el-desarrollo-y-la-inclusion-de-las-personas-con-discapacidad-en-la-conago（参照 2026-3-13）
[18] バハ・カリフォルニア州、バハ・カリフォルニア・スル州、カンペチェ州、メキシコシティ、チアパス州、ゲレロ州、イダルゴ州、メヒコ州、モレロス州、ナジャリット州、オアハカ州、プエブラ州、ケレタロ州、キンタナ・ロー州、サン・ルイス・ポトシ州、シナロア州、ソノラ州、タバスコ州、トラスカラ州、ベラクルス州、ユカタン州、サカテカ州
[19] 政府報告（2011、2018）より収集・編集。
[20] https://docs.mexico.justia.com/static/pdf-js/web/index.html?file=/federales/leyes/ley-general-para-la-inclusion-de-las-personas-con-discapacidad.pdf（参照 2026-3-13）

法律名	教育一般法[21]（Ley General de Educación）
施行年	2019 年（2024 年改正）[22]
障害に関する言及	第 7 条第 2 項で教育の原則として「インクルーシブ」を掲げ、能力や身体的条件に基づくあらゆる差別を排除することを明記している。 第 3 編第 8 章では、インクルーシブ教育をすべての学習者が教育を受ける権利を保障するため、あらゆる障壁を除去する取組と定義し、学習者の特性に合わせて国家教育制度を適応させるとしている。その上で、個別のニーズに基づく支援、アクセシブルな形式での提供、早期診断体制の確立、教職員に対する研修の保障等について言及している。

法律名	障害者の性と生殖に関する権利ガイド[23]（Cartilla de los Derechos Sexuales y Reproductivos de las Personas con Discapacidad）
施行年	2018 年
障害に関する言及	障害のある人々が自らの身体、性、生殖について自律的な意思決定を行う権利を保障するための公式文書。メキシコ政府は、この権利を実効的なものにするため、医療機関のアクセシビリティ確保、コミュニケーション支援、法的保護の義務を負うことが定められている。

法律名	民間航空法[24]（Ley de Aviación Civil）
施行年	1995 年（2017 年改正）
障害に関する言及	サービス提供者は、運航上の安全対策を遵守しつつ、障害者の輸送を保障しなければならないと定めている。空港も、障害者に適切なサービスを提供するために必要な措置を講じなければならない。

法律名	公的情報の透明性とアクセスに関する連邦法[25] （Ley Federal de Transparencia y Acceso a la Información Pública）
施行年	2016 年
障害に関する言及	障害者の情報へのアクセスの権利を平等な条件の下で行使することを保障するため、合理的配慮を提供し適切な措置を講じる義務を定めている。

[21] https://mexico.justia.com/federales/leyes/ley-general-de-educacion/（参照 2026-3-16）
[22] 2019 年制定時、障害者団体などへの事前の十分な協議が不足していたとして、最高裁判所がこれらの条項を一度無効（違憲）と判断した。2024 年 6 月改正は、当事者の意見を反映し、手続き的な正当性を整えた上で、インクルーシブ教育の権利をより強固に再定義したもの。
[23] https://educacionespecial.sep.gob.mx/storage/recursos/2023/05/WUee8YfBpo-4cartilla_dsdrpd_folleto.pdf（参照 2026-3-19）
[24] https://mexico.justia.com/federales/leyes/ley-de-aviacion-civil/（参照 2026-3-17）
[25] https://www.inm.gob.mx/transparencia/pdf/LFTAIP_20052021.pdf（参照 2026-3-16）

法律名	児童・青少年の権利一般法[26] （Ley General de los Derechos de Niñas, Niños y Adolescentes）
施行年	2014 年
障害に関する言及	差異の尊重、人間の多様性の一側面としての障害の受容等を目指し、連邦・州・地方政府に対し、救済措置及び積極的差別是正措置を求めている。保健及び教育の権利に関する章では、具体的な積極的差別是正措置が定められており、合理的配慮の拒否が差別に含まれることも明記されている。

法律名	連邦通信放送法[27]（Ley Federal de Telecomunicaciones y Radiodifusión）
施行年	2014 年
障害に関する言及	第 199 条及び第 257 条には、障害者が他の利用者と平等な条件で電子通信･放送サービスにアクセスすることを促進することが定められている。

法律名	刑事訴訟法[28]（Código Nacional de Procedimientos Penales）
施行年	2014 年
障害に関する言及	障害者が訴訟において、必要な情報を得、判決の内容を十分に理解できるよう必要な手話通訳や機器、または意志疎通ができる人物の介在を申し出る権利を有することを定めている。

法律名	児童の養育、ケア及び総合的発達に係るサービス提供に関する一般法[29] （Ley General de Prestación de Servicios para la Atención, Cuidado y Desarrollo Integral Infantil）
施行年	2011 年
障害に関する言及	身体・知的・感覚障害の有無にかかわらず、障害のある児童・青少年がケアモデルに沿ったサービスを利用できるよう、国家政策を推進することを規定している。

[26] https://mexico.justia.com/federales/leyes/ley-general-de-los-derechos-de-ninas-ninos-y-adolescentes/（参照 2026-3-19）

[27] 連邦通信放送法（2014）は 2025 年 7 月の新通信・放送法（Ley en Materia de Telecomunicaciones y Radiodifusión）の施行により廃止されている。新法における障害者の権利に関する記載については、条文の入手が困難であり、確認できなかった。
https://legislacion.scjn.gob.mx/buscador/paginas/wfArticuladoFast.aspx?q=pwUhdNvCSySjs8D73SRJEJ2m1LjUZH7L0oScHS9AALJa70uotiLal27YZUnGdASC7+mXO+SoSnBRtI9CsJzAXA==（参照 2026-3-16）

[28] https://www.gob.mx/pff/documentos/codigo-nacional-de-procedimientos-penales-259843（参照 2026-3-16）

[29] https://mexico.justia.com/federales/leyes/ley-general-de-prestacion-de-servicios-para-la-atencion-cuidado-y-desarrollo-integral-infantil/（参照 2026-3-16）

法律名	観光一般法[30]（Ley General de Turismo）
施行年	2009 年
障害に関する言及	第 4 章にアクセシブル・ツーリズムに関する規定を設け、第 18 条及び第 19 条において観光サービス提供者に対し、障害者が適切な条件下でサービスを利用できるよう必要な施設の提供を義務付けている。

法律名	社会保険法[31]（Ley del Seguro Social）
施行年	1995 年
障害に関する言及	憲法第 123 条に基づき、国民の健康、生活手段、社会サービス及び年金受給の権利を保障するための法的枠組み。メキシコ社会保険庁（Instituto Mexicano del Seguro Social。以下、「IMSS」という。）が運営・管理を担っている。障害者給付については、主に第 119 条から第 126 条で規定している。

法律名	連邦消費者保護法[32]（Ley Federal de Protección al Consumidor）
施行年	1992 年
障害に関する言及	供給者に対し、障害者が財やサービスを利用できるよう便宜を図り、必要な設備や機器を備えつけることを義務付ける。

【障害者政策】[33]

メキシコにおける障害関連の主な政策には、国家開発計画（Plan Nacional de Desarrollo）と国家障害者発展包摂プログラム（Programa Nacional para el Desarrollo y la Inclusión de las Personas con Discapacidad）がある。後者は CONADIS が主導して策定していたが、2019 年以降は策定されておらず、福祉分野や保健分野のプログラムに分散して記載されている。労働分野や教育分野では個別に障害者政策が策定されている。

政策名	国家開発計画[34]（Plan Nacional de Desarrollo）
実施期間	2025-2030 年
障害に関する言及	6 年ごとに政府が策定する、国全体の開発の分野と方向性を示す政策文書。「第 2 の柱：幸福とヒューマニズムを伴う開発（Desarrollo con Bienestar y Humanismo）」の目標 2.1 の戦略の一つとして、「障害のある人々の社会・経済的包摂及び包括的ケアを推進し、完全参加を保障するために構造的な

[30] https://mexico.justia.com/federales/leyes/ley-general-de-turismo/（参照 2026-3-16）
[31] https://mexico.justia.com/federales/leyes/ley-del-seguro-social/（参照 2026-3-16）
[32] https://mexico.justia.com/federales/leyes/ley-federal-de-proteccion-al-consumidor/（参照 2026-3-16）
[33] 政府報告（2011、2018）、質問回答（2022）より収集・編集。
[34] https://www.gob.mx/presidencia/documentos/plan-nacional-de-desarrollo-2025-2030-391771（参照 2026-3-16）

	障壁を取り除くこと」が掲げられている。また、大統領の公約として障害者福祉年金の継続と全年齢への拡大方針が言及されている。

政策名	国家障害者発展包摂プログラム[35]（Programa Nacional para el Desarrollo y la Inclusión de las Personas con Discapacidad）
実施期間	2014-2018 年
概要	法令の改正、医療、教育、就労、アクセシビリティ、観光、スポーツ、政治、司法、文化、先住民族、国際問題などの分野における、障害者のためのプログラムの実施。

政策名	障害者のための就労・雇用国家プログラム[36]（Programa Nacional de Trabajo y Empleo para Personas con Discapacidad）
実施期間	2021-2024 年
概要	障害者の労働市場への参入促進、労働権利の保護、及び職場におけるアクセシビリティの向上を目指している。

政策名	国家インクルーシブ教育戦略[37] （Estrategia Nacional de Educación Inclusiva）
施行年	2019 年
概要	障害、経済状況、性別、言語等の障壁に関わらず、「すべての子どもが同じ教室で共に学ぶ」権利を保障するためのロードマップ。「教育システムが子どもに合わせる」という考え方への転換が示されている。通常教育支援サービスユニット（Unidades de Servicios de Apoyo a la Educación Regular）の役割を「児童・生徒への個別対応」から「通常学校ですべての児童・生徒を受け入れるための専門コンサルタントチーム」へと再定義した。

[35] https://www.gob.mx/conadis/documentos/programa-nacional-para-el-desarrollo-y-la-inclusion-de-las-personas-con-discapacidad-2014-2018（参照 2026-3-16）
[36] https://www.gob.mx/cms/uploads/attachment/file/735967/14_PNTEPD_AyR21.pdf（参照 2026-3-19）
[37] https://cdnsnte1.s3.us-west-1.amazonaws.com/wp-content/uploads/2020/04/11073434/ENEI.pdf（参照 2026-3-19）

２－３．障害関連施策[38]

① 保健医療

メキシコでは憲法をはじめ、障害者包摂一般法、保健一般法（Ley General de Salud）等で、障害者の健康を守る権利が保障され、様々な保健プログラムが展開されている。

例えば、全国保健プログラム（Programa Nacional de Salud）を通じて障害者医療とリハビリテーションが強化され、障害者の総合的医療のための特定活動プログラム（Programa de Acción Específico para la Atención Integral a la Salud de las Personas con Discapacidad）は障害者が差別されることなく可能な限り高いレベルの医療を受ける権利の実現に寄与している。また、障害者医療プログラム（Programa de Atención a Personas con Discapacidad）は、医療の格差や不平等を解消する目的で、医療・リハビリテーションの提供や、州・地方自治体や市民団体のプロジェクトへの支援を行っている。

2017 年には、保健分野の年度予算 5,356 億 4,520 万ペソのうち、約 5.9%に相当する約 315 億 6,500 万ペソが障害者の医療、リハビリテーション、緩和ケアに配分された。加えて、「家族の包括的発展のための国家システム」（Sistema Nacional para el Desarrollo Integral de la Familia）の障害者ケアプログラムに 4,170 万ペソ、公務員社会保険庁（Instituto de Seguridad y Servicios Sociales de los Trabajadores del Estado）の障害者支援に 2,470 万ペソが割り当てられた。

保健分野の政府機関ポータルサイト[39]は、障害のある人々がアクセスできるよう段階的に改良されている。全国社会開発政策評価審議会（Consejo Nacional de Evaluación de la Política de Desarrollo Social。以下、「CONEVAL」という。）の 2016 年の調査によれば、保健サービスを利用できない障害者の割合は、2012 年の 18.8%から 2016 年には 12.0%まで減少した。

障害女性には、性と生殖に関する予防・治療サービスが保障されている。障害女性が中絶を強要されることはなく、医療処置に関する規制に違反した場合には、行政的・民事的・刑事的罰則が適用される。

上記に加えて、障害者の保健医療に関して、以下の取組を実施している。

- 国民健康保険制度[40]（Seguro Popular）は、障害者に対し無償で医薬品を提供し、医療サービス総合カタログに基づく医療・リハビリテーションサービスを提供していた。保健省によれば、2013 年 1 月から 2017 年 6 月までに、12 万 4,460 人の障害者に対し 15 万 5,464 点の支援機器が提供された。
- 支援機器の提供のため、2015 年に障害のある受益者を特定する手続きが導入された。

[38] 本節の記述は政府報告（2011、2018）及び質問回答（2022）より収集・編集した。それ以外から収集した情報については、出所を示した。
[39] https://www.gob.mx/salud (参照 2026-3-26)
[40] ロペス・オブラドール政権下で Seguro Popular は廃止され、国立福祉保健機構（Instituto de Salud para el Bienestar）となった。さらに同機構も 2023 年に廃止（吸収）され、以降は IMSS-Bienestar が雇用保険の対象でない人向けの公的な無料医療サービスを提供している。

2015 年には約 1 万点、2016 年には 1 万 1,620 点[41]の支援機器が提供された。

- 2014 年から 2017 年にかけ、市民社会組織が運営する障害者支援・包摂プロジェクト 638 件[42]に対し、総額 1 億 1,534 万 9,028 ペソが拠出され、15 万 3,889 人（女性 8 万 226 人、男性 7 万 3,663 人）に裨益した。
- 障害児のいる家族向け情報プログラムでは、専門家による講習を通じて、家族が子どもの発達を理解し、受け入れ、支え、育むことを目的としている。2017 年には 857 回の講習会が実施され、1 万 370 人の保護者が参加した。

総括所見（2022）による保健医療分野の推奨事項は以下のとおり。

- 障害者の入院を含む医療介入について、自由で十分な情報に基づいた同意要件を法的例外とせず、その遵守を保障すること
- 障害者（特に女性及び女児）に対し、性と生殖に関する保健サービスを含む、利用可能かつアクセシブルな質の高い保健医療サービスを保障すること。障害者が病院・診療所を利用できるようにし、障害のある妊婦に対する中絶の強制を防ぐこと
- 障害女性の安全な性と生殖に関する保健サービスへのアクセス、及び中絶決定権の侵害に関する細分化されたデータを収集すること
- CRPD 第 25 条の権利侵害を主張する障害者、特に性と生殖に関する権利侵害を主張する障害女性に対し、アクセス可能で効果的な救済措置を提供すること

② 教育

メキシコでは、憲法第 3 条によりすべての国民に教育を受ける権利が保障されている。また、障害者包摂一般法第 12 条は、教育省に対し、障害者の教育を受ける権利を促進し、国家教育システムへの包摂を推進することを義務付けている。

児童・青少年の権利一般法では、障害のある児童・青少年が教育を受ける権利を否定または制限してはならないこと、教育機関は、教育上の困難が大きく、身体的・精神的に脆弱な状況下にある児童・青少年へ積極的是正措置を講じることを定めている。その目的は、教育政策における包摂的アプローチと合理的配慮を促進し、障害のある児童・青少年に就学前教育から高等教育までの教育を受ける権利を保障することにある。

2023 年の ENADID によると、5 歳から 29 歳の非障害者の 60%（女性 61.0%、男性 59.7%）が就学していたのに対し、障害者の就学率は 46%（女性 46.7%、男性 45.9%）に留まった[43]。障害者のなかで最も多い学歴は「小学校未修了」（女性 20.3%、男性 20.1%）であった[44]。

[41] 内訳は、歩行器 464 台、補聴器 3,009 台、白杖 642 本、松葉杖 214 本、車いす 2,436 台、電動車いす 275 台、眼鏡 4,580 組であった。
[42] プロジェクトの内容は、予防、身体リハビリテーション（理学療法、ホースセラピー、プレイセラピー）、障害者及びその家族・主たる介護者に対する心理サービス、医療・保健サービス、教育・雇用への包摂など。
[43] https://www.inegi.org.mx/contenidos/saladeprensa/aproposito/2024/EAP_PCD24.pdf（参照 2026-3-18）
[44] 同上。

メキシコでは 2013 年の教育改革により、教育における機会均等を保障し、障害のある児童・生徒が通常学校に就学するインクルーシブ教育への移行が打ち出された。これにより、すべての教育施設の改修や適切な教材の配布、現職教員や保護者への研修、教員養成課程の更新など、必要な対策が漸進的に講じられることとなった。

2014 年からは、障害のある児童・生徒を特定する仕組みが改善された。毎学校年度、通常学校及び特別学校で、就学前教育から高等教育までの障害のある児童・生徒の情報（学年・性別の人数や障害種）を収集しており、教員が CRPD や教育一般法に準拠した分類・類型及び用語に基づいた特定ができるよう、技術用語集も提供されている。

2016 年には教育一般法が改正され、アクセシブルな形式での書籍・教材の出版、学校施設のアクセシビリティ、質の高い教育を受ける権利を行使するための条件整備、教員等への研修プログラムの実施、障害者の学習・行動・コミュニケーションにおける支援、合理的配慮を行う義務、必要な措置を講じない教育機関への対処方針などが定められた。そして、学校関係者（校長、教員、児童・生徒、保護者）への意識啓発と研修、教育的・技術的支援、メキシコ手話及び点字使用を考慮した、インクルーシブ教育モデルが設計された。

2017 年には、学校における社会統合の促進や教育の質の向上、そしてジェンダー平等に資することを目的に、「障害のある児童・生徒の公平性と包摂に向けた戦略」が導入され、インクルーシブ教育の実践が評価された小学校 200 校と高校 50 校を対象に、関係者への研修、インクルーシブ教育ガイドラインの策定、各学校別作業計画の作成、進捗評価を行った。

さらに、2019 年には憲法第 3 条が改正され、国家教育システムを包摂的、柔軟、かつ状況に即したものへと転換する方針が定められた。これに基づき、学習及び参加の障壁を特定・対処・除去することを目的とした、インクルーシブ教育に関する国家戦略が策定された。

通常教育における障害のある児童・生徒の学習支援については、「協働と対話に基づいた学習」（Aprendizaje Basado en la Colaboración y el Diálogo）と呼ばれる教育モデルが用いられており、これに沿って児童・生徒一人ひとりの学習形式や速度を見極めることとしている。一方、すぐに通常学校に入学できない児童・生徒は、多機能サービスセンターや通常教育支援サービスユニットと呼ばれる施設で基礎教育を受けている。後期中等教育に関しては、障害のある生徒対応センターと職業訓練プログラムを実施する POETA[45]プログラムの教室において学習支援を受けることができる。

先住民族教育においては、小冊子シリーズを更新し、視覚・聴覚・身体・知的障害のある児童・生徒の初級レベルからの戦略を紹介している。

上記に加えて、障害者の教育に関して、以下の取組を実施している。

[45] POETA 教室とは、米州地域におけるテクノロジー活用による雇用機会のための教室プログラム（Aulas Programa de Oportunidades para el Empleo a través de la Tecnología en las Américas）の略称である。

- 働く母親のための育児支援プログラムの一環として、障害児のための包摂的なケアとサービスのモデルが、9 州の 405 デイケアセンターで実施され、1 歳から 5 歳までの 16 万 350 人の障害児が利用した。
- 盲人・弱視者団体と連携し、小学校向けに「生活と仕事のための教育」中級レベルに対応した点字教材 9 モジュールを導入した。上級レベル向けには音声教材を開発し、コミュニティ広場（Plazas Comunitarias）プログラムを通じ視覚障害者へ関連教育サービスを提供している。
- PROSPERA[46]（Programa de Inclusión Social）では、受益世帯の初等・中等教育課程に在籍する子女（障害児を優先）に対し奨学金を支給するとともに、学用品購入を支援してきた。障害のある青少年には、学校教育以外の技術職業訓練等のためにも奨学金を交付していた。
- 特別支援教育に携わる教員養成に関しては、公教育省により学士号プログラムが提供されている。障害児の特別なニーズに対応する際に必要な知識、スキル、能力、態度、価値観を獲得することを目的に、4 つの障害種別（聴覚・言語、知的、身体、視覚）に焦点を当てている。
- 工科・技術大学により、教職員向けのコースが提供されており、2016 年には 1,452 件の学術イベントに、視学官 4,354 人、通常学校教職員 11 万 4,571 人、特別学校教職員 12 万 4,164 人、先住民教育教職員 1,549 人、オンライン中等教育教職員 4,846 人が参加した。
- 「国家教育インフラ認証校」[47]（Escuelas al CIEN）は、教育施設におけるインフラ（トイレ、スロープ、手すり）の整備・改修にユニバーサルデザイン基準を取り入れ、教育現場での物理的アクセシビリティの向上に貢献した。

総括所見（2022）による教育分野の推奨事項は以下のとおり。

- 法律と政策により、すべての教育レベルにおいて、支援策、合理的配慮の提供、十分な資金、教職員への研修を含むインクルーシブ教育制度を確立すること
- 知的・精神障害児、盲ろう児、障害のある先住民を含む、すべての障害児（特に障害のある女児）が、通常学校で教育を受けられるよう措置を講じること
- 学校や教材のアクセシビリティ向上のための措置（点字や手話を含む）を実施し、教育開始時からの活用を保障すること

[46] PROSPERA は 2018 年 12 月に発足したロペス・オブラドール政権下でその役目を終え、教育分野の給付はベニート・フアレス奨学金（Becas Benito Juárez）に引き継がれた。https://www.developmentpathways.co.uk/blog/the-demise-of-mexicos-prospera-programme-a-tragedy-foretold/#:~:text=The%20demise%20of%20Mexico's%20Prospera%20programme:%20a%20tragedy%20foretold%20%2D%20Development%20Pathways（参照 2026-3-18）

[47] https://www.educacionfutura.org/en-linea-portal-de-consulta-de-recursos-de-escuelas-al-cien/#:~:text=La%20Secretar%C3%ADa%20de%20Educaci%C3%B3n%20P%C3%BAblica%20puso%20en,de%20pesos%20en%20infraestructura%20de%20las%20escuelas.（参照 2026-3-18）2018 年に発足したロペス・オブラドール政権下で、中央集権的なインフラ整備ではなく、各学校の保護者委員会に直接予算を配分する「La Escuela es Nuestra (LEEN)」という新しいプログラムに重点が移っている。

- 就学する学校（分離教育、通常学校）別に、ジェンダー、国籍・民族的出自、貧困、農村/都市生活環境、障害種別に細分化された教育に関するデータを収集すること
- 障害者･障害児の施設入所の慣行を終わらせるため、具体的な期間、アセスメント手法、予算を含んだ移行戦略を速やかに策定・実施すること

③ ジェンダー

障害女性への複合的な差別に対して、メキシコ政府は以下の取組を行っている。障害者包摂一般法では、女性、重度障害者、農村地域の居住者など、より重大な差別に苦しむ障害者に積極的是正措置を講じることは、行政の優先課題であるとしている。また、2015 年に改正された男女平等一般法（Ley General para la Igualdad entre Mujeres y Hombres）では、男女の機会の平等を規制、保障し、女性のエンパワメントとジェンダーによるあらゆる差別の解消のための活動を推進するという方針を掲げている。

また、国立女性協会（Instituto Nacional de las Mujeres）は、暴力を受けている障害女性に対して支援機関を紹介しており、被害者はそこで、法的・心理的・医療的措置を受けることができる。この仕組みにより 2016 年に 33 人の女性障害者が支援を受けた。

女性のための司法センター（Centro de Justicia para las Mujeres）では、暴力の被害に遭う女性のために、心理的・法的・医療的支援を行い、一時避難場所や児童発達専門家が常駐するプレイルーム、社会的･経済的エンパワメントのためのワークショップなどを提供している。障害女性の場合は、理解が容易な形式で情報が提供され、在宅で支援を受けることもできる。2011 年から 2017 年の間に 45 万 7,814 人以上の女性が同センターによる支援を受けた。このうち、403 人（2016 年 218 人、2017 年 185 人）が障害女性であった。また、26 州にある 38 の同センターでは、障害者に配慮したインフラが整備されており、障害のある女性とその子どもに対応できる職員が常駐している。

総括所見（2022）によるジェンダー分野の推奨事項は以下のとおり。

- 障害のある女性と女児（特に先住民族）のエンパワメントを図る措置を講じること
- 障害のある女性と女児への差別を防止するための法令・プログラムの策定・実施に際して障害当事者の参加を保障すること
- 障害のある女性と女児に対する差別を防止する連邦及び州レベルの法律を採択・実施し、障害関連法・政策にジェンダー及び年齢の視点を主流化すること
- データ収集や法令・政策の影響評価に際して、障害のある女性と女児に関する指標及び細分化されたデータを含めること
- ジェンダーに基づく暴力に対して救済のための具体的な基準を確立し、あらゆる手続きにおいて障害児の意見が聴取されるよう保障すること
- 司法制度におけるジェンダー及び障害に基づく固定観念を根絶し、起訴・裁判を含むすべての手続が、ジェンダー及び障害に配慮した方法で実施されるよう保障すること

・ 「女性に暴力のない生活を保障する一般法」を改正し、個人支援を含む支援システムなど、障害女性を支援するための具体的な基準を確立すること

④ 職業訓練・雇用、就労

2023 年の ENADID によると、15 歳以上の障害者全体の 40.6%（女性 32.4%、男性 51.1%）が就労している[48]。10 万 2,285 の事業所が障害者を 1 名以上雇用しており、その内訳は 51.3%が小売業、34.7%がサービス業、11.0%が製造業であった[49]。

障害者包摂一般法の第 11 条は、労働・社会保障省が、障害者の就労の権利と雇用を促進し、障害者が個人・社会・職業の発展において確かな見通しを持てるようにしなければならないと定めている。同省は、障害者のための就労・雇用国家プログラムを策定し、様々な公的・民間機関や市民団体、政府の他のプログラムと連携して、障害者の雇用条件、昇進、安定性を保障することを目指している。

障害者雇用促進のための税制優遇措置に関しては、連邦所得税・歳入法及び関税法に定めがあり、職場改修、雇用に関する所得税控除、寄付金控除、医療費控除、車両輸入の際の関税免除などの税制優遇措置が取られている。

2015 年には国家女性研究所により「労働者の総合的発展のための雇用機会均等と差別解消に関する規則」（NMX-R-025-SCFI-2015）が策定された。経営や人事において雇用の機会均等と差別解消のための取組を実践している事業所及び、全従業員数の少なくとも 5%の障害者を雇用する事業所に認証を与えるもので、2017 年 8 月までに 211 の事業所が認証を受けた。この規則は、従業員に対する、あるいは従業員同士の障害や性別による不当な扱い、暴力、差別を明確に禁じており、差別予防解消連邦法に準じた雇用の平等と差別解消のための対策を講じることを事業所に義務付けている。事業所は定められた基準や手続きに従って、障害者にとって適切な条件で雇用を進めることになっている。

障害者の求職活動に関する支援としては、全国雇用サービス（Servicio Nacional de Empleo）が障害者の職業紹介、職業訓練、自営業促進活動への個別対応を行っている。必要な場合は障害者や高齢者の能力、資格などの評価を行い、一人ひとりの知識や能力、関心に合った職種で、より良い仕事により長く働けるよう支援している。この能力・資格評価は、雇用主にとっても、求職者の適性を判断するために有効活用されている。同サービスは企業に対して、障害者や高齢者を雇用する際の助言も行っている。2017 年の 1 月から 6 月までに、高齢者及び障害者を対象とした就職説明会が 4 回開催され、55 社が参加した。828 件の求人に対して 1,201 人の求職者があり、うち 222 人が採用された。

上記に加えて、障害者の職業訓練・雇用、就労に関して、以下の取組を実施している。

[48] https://www.inegi.org.mx/contenidos/saladeprensa/aproposito/2024/EAP_PCD24.pdf（参照 2026-3-18）
[49] https://www.inegi.org.mx/contenidos/saladeprensa/aproposito/2025/EAP_PersDiscap_25.pdf（参照 2026-3-18）

- 障害者及び高齢女性が労働市場に参入する際の困難を軽減することを目的する Abriendo Espacios（空間の開放）プログラムでは、2012 年 12 月から 2017 年 12 月にかけて、障害者 20 万 3,425 名と高齢者 46 万 548 名にサービスを提供し、約 4 割（障害者 7 万 1,388 名と高齢者 19 万 2,449 名）が就職した。
- 2017 年 5 月 10 日、国立選挙院総評議会は決定第 INE/CG161/2017 号を採択し、投票所職員としての障害者登用に関する手順を公布した。これにより、障害者が投票所職員として勤務する権利が確立された。
- 包摂的な企業に対する Gilberto Rincón Gallardo 賞が障害のある労働者やその家族のために設計された職場の優良労働慣行を認定・普及させるために授与されている。2016 年には 536 の職場が認定され、6,308 人（女性 2,857 人、男性 3,451 人）が恩恵を受けた。2017 年には 552 の職場が認定された。

総括所見（2022）による労働・雇用分野の推奨事項は以下のとおり。

- 障害者、特に女性障害者及び知的・精神障害者の雇用を増加させ、雇用における差別禁止を保障し、開かれた労働市場が包摂的かつアクセス可能であることを保障するため、の効果的な措置を講じること
- 障害者の強制労働、搾取、ハラスメント、労働搾取目的の人身売買に関するデータを性別、ジェンダー、貧困、生活環境、障害種別に集計すること
- 障害者の強制労働、搾取、ハラスメント、労働搾取を目的とした人身売買を防止・処罰するための取組を強化すること
- 障害者のための就労・雇用国家プログラム（2021-2024）を実施するため、官民での雇用支援策及び合理的配慮等の法的規定を制定し、具体的な措置を講じること

⑤ 社会保障、障害福祉サービス

メキシコでは、多次元的な貧困度を測るため、厳密で網羅的な測定方法を採用している。この測定方法では、所得のほか、食糧、医療アクセス、教育、社会保障、居住空間・基礎サービス、所得の 7 要素について評価を行っている。CONEVAL によれば、障害者の貧困率は 2016 年から 2022 年の間に 54.1%から 41.2%へと改善している[50]。

恒久的障害者福祉年金（La Pensión para el Bienestar de las Personas con Discapacidad Permanente）[51]は福祉省が運営しており、受給対象者は 0 歳から 29 歳までのすべての障害者と、30 歳から 64 歳までの先住民族地域及び社会的困窮度が高い地域に居住する障害者である。例外として、連邦政府と州政府が費用を折半する合意を交わした 24 州（2025 年末時点）では、普遍的適用として 0 歳から 64 歳までのすべての障害者が障害者福祉年金を受

[50]https://www.coneval.org.mx/Medicion/MP/paginas/ae_pobreza_2022.aspx#:~:text=Anexo%20estad%C3%ADsti%E2%80%8Bco%20de%20pobreza%20en%20M%C3%A9xico&text=En%20el%20anexo%20estad%C3%ADstico%202016,de%20la%20pobreza%2C%20tercera%20edici%C3%B3n.（参照 2026-3-12）

[51] https://programasparaelbienestar.gob.mx/pension-bienestar-personas-con-discapacidad/（参照 2026-3-12）

給できる。受給額は毎年見直されており、2026 年は 2 カ月ごとに 3,300 メキシコペソが直接福祉銀行のカードへの入金によって、受給者に支給される[52]。

福祉省はまた、社会経済開発プログラムを実施し、貧困層に対し、現金及び現物支援を提供している。2012 年から 2016 年にかけ、同プログラムは 372 プロジェクトに対し総額 5,921 万 6,363.89 ペソの支援を実施した。裨益対象者の大部分は障害者であった。

上記に加えて、障害者の社会保障、障害福祉サービスに関して、以下の取組を実施している。

- 農村地域の障害者を対象として、2017 年には 139 地域の 59 万 4,231 名にサービスが提供された（内訳は Social Milk Supply 21 万 4,558 名、PROSPERA 社会包摂プログラム 36 万 6,951 人、Community Canteen プログラム 1 万 2,722 人）。
- 低所得者向け住宅支援として、2016 年は障害者世帯に 6,437 件の補助金が支給された。

総括所見（2022）では、障害者の高い貧困率に焦点を当てた国家計画を策定し、同計画の実施・モニタリングを行うことが勧告されている。

⑥ 運輸交通、都市開発（アクセシブルなまちづくり）

メキシコにはアクセシビリティに関連する、様々な法律や政策がある。法律に関してはまず、障害者包摂一般法の第 17 条で次のように定められている。基礎的なインフラ、都市部における設備や環境、公共の場でのアクセシビリティを保障するためには、すべての人にとって使いやすく、普遍的で義務的であることを目指すべきであり、標識、建築設備、技術、情報、点字、手話、盲導犬、その他の補助動物など、様々な手段を取り入れ、必要な改修を継続しなければならないとしている。また、アクセシビリティの確保を促進するためには、企業や個人が施設の改修などに着手しやすくするよう、適用可能な法律に従って税制優遇措置を講じることも必要であるとしている。

また、観光一般法（Ley General de Turismo）の第 4 章にアクセシブル・ツーリズムに関する規定を設け、第 18 条及び第 19 条において観光サービス提供者に対し、障害者が適切な条件下でサービスを利用できるよう必要な施設の提供を義務付けている。

居住・土地利用計画・都市開発に関する一般法（Ley General de Asentamientos Humanos, Ordenamiento Territorial y Desarrollo Urbano）では、主軸の一つに「まちの権利」を掲げ、住民に対し土地、住宅、サービス、設備、インフラ、経済活動を自由に選択できるよう、弱い立場にある人を差別や排除することなく、社会包摂を推進することとしている。

政策に関しては、国家障害者発展包摂プログラムの目標 5 に「公共・私的空間、交通、情報技術等における障害者のアクセシビリティの向上」を掲げている。また、農業・国土・都

[52] 2024 年の世帯平均所得額（月額）は 2 万 5,955 メキシコペソと推計されている。
https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/2025/00b29a8c017c6958.html（参照 2026-3-12）

市開発省（Secretaría de Desarrollo Agrario, Territorial y Urbano）のインフラプログラムが住宅や建物のアクセシビリティの適用に直接的に関与しており、住宅のアクセシビリティの保障のための施策や支援を定めている。それによれば、土地開発業者の 60%がアクセシブルな住宅の導入を検討しており、住宅機構（Organismos Nacionales de Vivienda）は 2017 年にユニバーサル・アクセシビリティ機能を備えた新築住宅に対し 215 万 4,570 メキシコペソの補助金を支給した。

アクセシビリティを推進するその他の取組としては、国家開発計画に定められた「包摂的なメキシコ」という国家目標を実現するために 2014 年に設立された「障害者のための公共交通機関アクセシビリティ基金」（Fondo para la Accesibilidad en el Transporte Público para las Personas con Discapacidad）がある。同基金によって、2014 年から 2017 年までに 21 億 4,700 万メキシコペソ、2018 年には 5 億メキシコペソが投じられた。また、メキシコシティはユニバーサルデザインの概念とアクセシビリティ法に基づく『アクセシビリティ技術基準ハンドブック』（Manual de Normas Técnicas de Accesibilidad）を公布している。

医療施設のアクセシビリティについてはメキシコ公式規格 NOM-030-SSA3-2013 及び国家障害者発展包摂プログラムに基づき、保健医療分野の関係機関が、医療施設におけるアクセシビリティ確保に向けた改修を進めており、これまでに 684 の医療施設でスロープ、手すり、トイレ、待合室、通路、視覚障害者用案内板、身体障害者や低身長者に合わせたカウンター、駐車場などが整備された。

教育施設については、3 万 3,000 校を対象とした改修計画に 5,000 万メキシコペソが確保された。同計画に基づき、2014 年 1 月から 2017 年 8 月までに 8,506 校が改修され、110 万人に裨益した。また 2016 年以降は校内の給水設備が身体・視覚障害者にも利用可能となり、2017 年 8 月までに、8,472 箇所のバリアフリー給水設備が設置された。教員養成機関においても、2014 年から 2016 年までに、スロープ 1,273 箇所、バリアフリートイレ 203 箇所、エレベーター9 基が設置された。

職場環境のアクセシビリティについてはメキシコ公式規格 NOM-034-STPS-2016 で職場における障害者の身体的安全と健康を保護し、職務へのアクセスと遂行を可能とする安全要件が定められており、全国の障害者を雇用する事業所に適用される。事業所は、2 年ごとに労働管轄機関による立入検査を受けることが定められている。同規格では、緊急時対応計画や訓練を含めた、職場の最低限の物理的要件を定めている。

総括所見（2022）によるアクセシビリティ分野の推奨事項は以下のとおり。

- 障害者包摂一般法と CRPD の整合性及び実際の適用状況についてレビューを行うこと
- アクセシビリティに関する法的拘束力のある法律を制定し、政府のあらゆるレベルでその適用を保障すること
- 関連法実施のための権限及び手続を確立し、苦情処理・監視メカニズムを構築するとともに、効果的な救済措置を明確にすること

- 新たな関連法の制定を踏まえ、特にへき地、農村部及び先住民族の障害者のため、物理的環境・移動支援・情報通信（システム・技術を含む）等に適用可能となるよう、既存国家計画を改訂すること

⑦ 情報アクセシビリティ

情報への権利は憲法第 6 条によって保護されている。障害者包摂一般法は、障害者が平等な条件での参加と統合を促進するあらゆる形態のコミュニケーションを通じて、情報を求め、受け取り、伝える自由を含む、表現と意見の自由の権利を有すると規定している。具体的な取組は以下のとおりである。

- 一般市民向け情報を、追加費用なしに、障害種に応じた適切な技術とアクセシブルな形式で適時に提供する
- メキシコ手話、点字、通信手段・様式・形式、新システム及び ICT へのアクセスを促進する
- 障害に係る社会サービス・プログラムに関する情報及び必要な助言を提供する
- 障害者にとってアクセシブルで理解しやすい形式で情報を提供する

障害者包摂一般法では、行政機関や法執行機関が専門職員及びメキシコ手話通訳者を配置し、点字本発行を支援すると規定している。また、障害者へのサービス提供方法に関する研修プログラムを実施し、コミュニケーション及び必要な技術的補助・人的支援のための資源を提供することとしている。また、同法は障害のある加害者または被害者の権利を保護するため、刑事手続において必要な配慮がなされるよう、障害者本人の要請または所管当局の判断により、速記機とプロジェクターを用いたリアルタイム文字起こし、メキシコ手話通訳者、またはその他の手段の提供により、当該者が手続内容を完全に理解できるようにしなければならないとしている。

視覚障害者支援のため、タバスコ州及びオアハカ州に盲人・弱視者総合サービスセンターが設置され、2017 年 12 月 6 日にはハリスコ州、バハ・カリフォルニア・スル州、シナロア州、メヒコ州でもセンター設立に関する協定書が締結された。また、雇用代替手段の創出において中核的役割を担い、手話通訳者の認定機関としての機能も有する「障害者包摂のためのコンピテンシーマネジメント委員会」（*Comité de Gestión por Competencias para la Inclusión de Personas con Discapacidad*）が設置された。

旧連邦電気通信・放送法[53]第 II 章は障害者の権利を扱っており、第 199 条で障害者が他の者と同等の立場で電気通信サービスを利用できると規定している。これを踏まえ、障害者向

[53] 2025 年 7 月に新・連邦電気通信・放送法が発効し、従来の規制機関（IFT）がデジタル変革・電気通信庁（ATDT）及び電気通信規制委員会（CRT）へ改組された。https://connectontech.bakermckenzie.com/mexico-new-federal-telecommunications-and-broadcasting-law/#:~:text=On%2016%20July%202025%2C%20the,granting%2C%20and%20user%20rights%20protection.（参照 2026-3-26）

け電気通信サービスへのアクセスに関するガイドライン[54]が発行されており、政府機関のウェブサイトやデジタルコンテンツも障害者にとって利便性の高い形式で作成が進められている。同法はまた、聴覚障害者がスペイン語及びメキシコ手話による字幕・吹き替えサービスを利用できる権利を定めており、すべてのテレビ放送局は全国放送の主要ニュース番組のうち少なくとも 1 番組につき提供義務がある（少なくとも 2 民間放送局と 1 公共放送局がこの規定を遵守[55]）。また、午前 6 時から深夜 0 時までの放送時間帯において、メキシコ手話または公用語によるクローズドキャプションの提供を義務付けている（4 民間放送局と 7 公共放送局が提供[56]）。

上記に加えて、障害者に係る情報アクセシビリティに関して、特に以下の取組を実施している。

- 電子政府開発のための省庁間委員会を設置し、障害者がインターネットとその恩恵を利用できるよう取組を強化するため、関係機関がアプリケーション、ウェブサイト、デジタルコンテンツを設計する際に遵守すべき一般規定が策定された。
- 「みんなのための IMSS デジタル」（IMSS Digital para todos）[57]は、電子政府の取組事例の一つで、身体・視覚・聴覚障害者にも使いやすい音声、色、ボタンが使用され、18 種の手続きを行うことができる（210 万人の障害者にサービス提供）。
- 障害者の社会包摂に向けた研究と革新を促進するため創設された「社会包摂のための技術革新に関する国家賞」（通称 INNOVATIS）により、聴覚障害者がスペイン語の読み書きを習得できる ICT ベースの教育ツールを活用した「ALAS 聴覚障害者識字プログラム」（ALAS Alfabetizar a Sordos）[58]が開発された。
- デジタル包摂・リテラシープログラムの一環として、校長・教員・家族向け『障害のある生徒のためのデジタル包摂ガイド』（a Guía para la inclusión digital de alumnos con discapacidad）が作成された。本ガイドでは、タブレット端末と付属品の使用方法に加え、アクセシビリティツールの活用方法[59]を解説している。無料アプリケーションのカタログも含まれている。6 州の障害のある 5 年生に 3,000 台のアクセシブル周辺機器が配布された。

⑧ 防災

メキシコでは、災害や人道上の緊急事態に対応するための様々な制度やプログラム、規制

[54] 同ガイドラインでは、事業者に対し、障害者が利用しやすい通信サービスや情報通信技術の推進、アクセシブルな形式の文書の作成（契約書や請求書など）、インターネットサイトの工夫、機器の販売、顧客対応等の要件を定めている。https://goo.gl/f8X5MM（参照 2026-3-11）

[55] 政府報告提出の 2018 年時点

[56] 政府報告提出の 2018 年時点

[57] https://www.facebook.com/imssdigital/?locale=ja_JP（参照 2026-3-11）

[58] 主に画像（イラスト、写真、アニメーション、メキシコ手話による動画）を通じた教材の双方向利用を可能にするソフトウェアパッケージ。学習活動とフィードバックはゲーム形式で提供される。https://alas.uv.mx/（参照 2026-3-11）

[59] 字幕、タッチ&ホールド遅延、文字拡大、視覚アラート有効化、色彩コントラスト、音声合成、音声読上げ機能等。

枠組みが策定されている。それらに障害の視点を取り入れ、内容の更新や必要な手順の構築が進められている。具体的な取組は以下のとおりである。

- 国民保護一般法（Ley General de Protección Civil）では、障害者を含む、脆弱または経済的貧困状態にある人々に優先的措置を与えている。
- 国家国民保護プログラム 2014-2018 により危険な状況及び人道上の緊急事態が発生した際に、障害者への必要な対応が取られることになっている。そして、連邦行政機関のメキシコ国家対応計画（Plan Nacional de Respuesta MX）と連携して、差し迫った危険状況への対応における調整と組織的効率の向上を図ることとされている。
- メキシコ公式規格 NOM-008-SEGOB-2015 は、自然・人的災害による緊急事態時の障害者支援について、官・民・社会・学術セクターの組織・機関・団体に対する基本的な国民保護要件を定めている。本規格の実施は、障害者が頻繁に利用したり、就労・就学する建物･施設において､障害者の生命及び身体の安全を確保する条件の改善に寄与する。

このほか、障害者に係るリスク及び人道的緊急事態への対応に関する情報発信を行っており、特に以下の取組を実施している。

- 公務員に対する障害者の権利に関するワークショップ（2017 年は 6,071 名が参加）
- 国民保護調整局によるインフォグラフィック 47 点（うち 9 点は先住民言語に翻訳）や啓発動画の配布
- 高リスク地域のコミュニティ向けに、先住民族言語で制作された 120 本の防災予防措置についての短編情報動画の配信（8 州の 104 万 4,185 人が裨益）
- 聴覚障害者のための緊急時防災対策ビデオ
- 一般市民向けの、障害者の防災・緊急時対応に関する総合ガイド及び緊急避難に関する簡易ガイド
- 障害者への優先支援を重点化した緊急時・災害時における国民保護のプロトコル
- 予防措置及び緊急時・災害時の安全確保条件を含む障害のある公務員のためのプログラム

総括所見（2022）による防災分野の推奨事項は以下のとおり。

- 避難に関する具体的な手順を、各州の状況に応じて策定し、障害者の所在及びその特別なニーズを明確にすること
- すべての公用語（先住民族使用言語を含む）で、情報アクセシビリティに配慮した形式で、早期警報メカニズム・保護システム・危機対応ネットワークに関する情報を設計・普及させるとともに、障害者が利用できる適切な避難場所及びシェルターを特定すること
- 障害者の安全と保護に関する問題への対応について、市民保護に関わるすべての職員を訓練すること

３．国際条約及び国際協力等の実績

３－１．CRPD 批准による対応状況[60]

メキシコ政府は 2007 年 12 月 17 日に CRPD 及び選択議定書を批准した。政府報告は 2011 年 8 月 4 日に障害者権利委員会に提出し受理されている（提出期限 2010 年 1 月 17 日）。権利委員会からは 2014 年 4 月 11 日に質問事項が提示され、メキシコ政府は 2014 年 7 月 17 日に回答書（以下、「質問回答」という。）を提出した。市民団体からのパラレルレポートは 2014 年に 8 団体[61]から 9 報告が提出されている[62]。そして 2014 年 10 月 3 日に同委員会より総括所見が発出された。

続いて、メキシコ政府は 2018 年 2 月 22 日に定期報告を障害者権利委員会に提出し受理されている（提出期限は 2018 年 1 月 17 日）。権利委員会からは 2019 年 10 月 30 日に質問事項が提示され、メキシコ政府は 2022 年 9 月 28 日に質問回答を提出した。市民団体からのパラレルレポートは 2019 年に 2 団体[63]から 5 報告、2022 年に 8 団体[64]から 8 報告が提出されている[65]。そして 2022 年 3 月 25 日に同委員会より総括所見が発出された。

2022 年の総括所見は、障害者の権利の促進と保護を目的とした以下の法令や政策の採択を評価している。

- 包括的被害者支援プログラム（2020-2024）
- 障害者の性と生殖に関する権利の憲章の採択（2018）
- 国家人権プログラム（2014-2018）
- 障害者の進歩と包摂のための国家プログラム（2014-2018）
- 障害者のための労働・雇用国家プログラム（2014-2018）
- 国家平等・非差別プログラム（2014-2018）
- 女性に対する暴力の予防、対応、処罰、根絶のための包括的プログラム（2014-2018）
- 障害者の保護、リハビリテーション及び社会包摂プログラム（採択年不明）

[60] https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/TreatyBodyExternal/Countries.aspx

[61] 社会的インパクト戦略センター（Centro Estratégico de Impacto Social, A.C）、子どもに対するあらゆる体罰を終わらせるグローバル・イニシアチブ（Global Initiative to End All Corporal Punishment of Children）、連邦区人権委員会（Comisión de Derechos Humanos del Distrito Federal: CDHDF）、国際障害審議会（Disability Council International）、障害者の権利インターナショナル（Disability Rights International。The Colectivo Chuhcan との合同報告書）、メキシコ人権民主主義研究所（Instituto Mexicano de Derechos Humanos y Democracia: IMDHD）、メキシコ障害者権利連盟（Coalición México por los Derechos de las Personas con Discapacidad: COAMEX。4 団体による合同報告書（脳性まひ者協会（Asociación Pro Personas con Parálisis Cerebral）、知的障害者のためのメキシコ連盟（Confederación Mexicana de Organizaciones a Favor de las Personas con Discapacidad Intelectual）、パソ・ア・パソ財団（Fundación Paso a Paso）、アクセスフリー財団（Libre Acceso A.C））、全国人権委員会（Comisión Nacional de los Derechos Humanos）。

[62] このほか、団体名不明が 1 報告（2014 年提出）、2 団体（COAMEX、IMDHD）より 3 報告（提出年月日不明）が提出されている。

[63] COAMEX、メキシコシティ人権委員会（Comisión de Derechos Humanos de la Ciudad de México）。

[64] Documenta、テレトン財団（Fundación Teletón）、選択的生殖情報グループ（Grupo de Información en Reproducción Elegida: GIRE）、ヒューマン・ライツ・ウォッチ（Human Rights Watch: HRW）、国際法律家委員会（International Commission of Jurists: ICJ）、COAMEX、障害のあるメキシコ人女性（Mexicanas con Discapacidad。Women Enabled International との合同報告書）、CDHDF。

[65] このほか、6 団体（COAMEX、Documenta、メキシコシティ人権委員会、国際ハンセン病対策連盟（International Federation of Anti Leprosy Associations、障害のあるメキシコ人女性、CDHDF）より 8 報告、市民社会団体合同で 2 報告（いずれも提出年月日不明）が提出されている。

- 特別移住プログラム（2014-2018）
- 障害のある人のための司法アクセスに関する議定書（採択年不明）
- 連邦差別防止・根絶法の改正（2014）
- 連邦通信放送法（2014）

他方、CRPD の効果的な実施のため、十分な予算の確保、包括的国家計画の策定（先住民族の障害者に特段の配慮）、CRPD と州法の整合性の確保（差別的な用語の排除等）、医学モデルから人権モデルへの切り替え、関連法・政策の策定・実施における障害者団体（女性・少女を含む）の関与を勧告している。

３－２．マラケシュ条約実施状況

メキシコ政府は 2015 年 7 月 29 日にマラケシュ条約（視覚障害者等のための著作物へのアクセスを促進するための条約）を批准した。

2020 年 7 月の法改正で、連邦著作権法[66]の第 148 条に第 8 号が追記され、既に出版された文学・芸術作品について、出典を明示し、作品を改変しないという条件で、障害者のための非営利目的の出版及び上演が著作権者の許諾・対価なしで認められている。また関連して、認可・認定を受けた機関は、メキシコ政府が締結・承認した国際条約の条件に基づき、アクセシブルな形式の資料の越境交換（輸入を含む）について、本項の規定を利用することができる旨も付記された。

教育省管轄の全国無料教科書委員会[67]（Comisión Nacional de Libros de Texto Gratuitos）は、2015 年に点字本を 2 万 8,734 冊、大活字本を 12 万 6,123 冊配布した。2016/17 学校年度は 22 州 9,952 人、2017/18 学校年度は 32 州 1 万 2,078 人が受益者となり、2016/2017 学年度最初の 2 週間以内に学校に届けられた。2017/18 学校年度は小学生向けに点字本 41 タイトル、大活字本 42 タイトル、標準活字本 44 タイトルが制作された。中学生向けに点字本 67 タイトル、大活字本 118 タイトルが制作され、計 1 万 9,979 冊が配布された。教室ライブラリー用として 20 タイトル（小学校向け 13 タイトル、中学・高校向け 7 タイトル）が点字・大活字本として制作され、1,559 人に 5,011 冊が配布された。[68]

３－３．SDGs 関連政策における障害分野の取組

国連統計局 SDGs 指標データベース[69]によれば、メキシコは障害に関する指標のうち「1.3.1 (d) 重度障害者のうち障害年金などの現金給付を受けている人の割合」及び「4.a.1(d) 障害のある生徒に対応した施設・教材（スロープ、バリアフリートイレ、点字教材など）が整った小学校の割合」について計測している。前者については 2018 年の 40.4%から 2022 年に

[66]https://legislacion.scjn.gob.mx/Buscador/Paginas/wfArticuladoFast.aspx?q=VuTR7h9GVNn2IWviRO98Qt0/rtC4jfkxvBQwsmOv7ENgkEJTHgs8JC9OmTlrmW5+qHcdYr6x5keBhdH+zQI5dQ==（参照 2026-3-10）

[67] https://www.gob.mx/conaliteg/articulos/libros-de-texto-gratuitos-en-sistema-braille-y-macrotipo?idiom=es（参照 2026-3-10）

[68] 政府報告（2018）

[69] https://unstats.un.org/sdgs/dataportal/countryprofiles/（参照 2026-3-19）

は 54.1%に増加、後者については 2021 年に 22.9%と報告している。

３－４．その他の障害と開発分野に関連する国際条約の批准・取組[70]

メキシコの障害と開発分野に関連する国際条約の批准状況は以下のとおり。

1981 年 3 月：女子差別撤廃条約（Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women。以下、「CEDAW」という。）批准

1990 年 9 月：子どもの権利条約（Convention on the Rights of the Child。以下、「CRC」という。）批准

2001 年 4 月：国際労働機関（International Labour Organization。以下、「ILO」という。）159 号条約（障害者の職業リハビリテーション及び雇用条約）批准

2020 年の ILO 勧告適用専門家委員会の直接要請[71]によれば、メキシコ政府は障害者の職業リハビリテーションと雇用促進のため国家計画や職場配慮基準、雇用支援策を実施してきた。しかしながら、貧困率や雇用率、賃金水準の格差、特に女性や先住民障害者への複合差別が残存しており、雇用割当制度の運用実態、詳細な労働市場統計、農村部対策及び COVID-19 の影響に関する最新情報の提供を求めている。

2024 年 10 月に発表された CRC 委員会による総括所見[72]では、障害のある子どもの権利保障のため、人権アプローチに基づく包括的戦略を策定し、国家障害者発展包摂プログラムの効果的な実施、網羅的で細分化されたデータ収集、早期発見と地域密着型支援、そしてスティグマ解消のための啓発強化を行うよう勧告している。加えて、すべての障害のある子どもが、通常学校において、インクルーシブで文化的に適切な教育を受けられるよう勧告している。

2025 年 7 月に発表された CEDAW 委員会による総括所見[73]では、障害のある女性及び女児の権利保障のため、政策決定への参加促進、ジェンダーに配慮した障害認定と専門医療アクセスの整備、暴力対策の強化、安全で地域に根ざしたメンタルヘルス支援の確保、そして障害を理由とする親権剥奪の禁止を勧告している。

[70] https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/TreatyBodyExternal/Countries.aspx（参照 2026-3-19）

[71] https://normlex.ilo.org/dyn/nrmlx_en/f?p=1000:13100:0::NO:13100:P13100_COMMENT_ID,P13100_COUNTRY_ID:4049484,102764（参照 2026-5-28）

[72] Naciones Unidas (2024) CRC Observaciones finales sobre el décimo informe periódico de México (CRC/C/MEX/CO/6-7) https://docstore.ohchr.org/SelfServices/FilesHandler.ashx?enc=3jDlv0%2BwQw0vSs2V%2FhPIa70CT3hUh%2BasKbpf8wVyGXeIgoo2L5I25JQKV9bCUV%2Byz0muPipWNEXxPCi8GO4%2B%2FA%3D%3D（参照 2026-3-19）

[73] Naciones Unidas (2025) CEDAW *Observaciones finales sobre el décimo informe periódico de México* (CEDAW/C/MEX/CO/10) https://docstore.ohchr.org/SelfServices/FilesHandler.ashx?enc=lVlPWq5bajhMWvS1FhXWc1y7Dizz%2BuIWVdqTeK6wAzcf5C8fuzdbbP7yYraUBnfO0YkOREOmxU%2ByCeYFDMgeeA%3D%3D（参照 2026-3-19）

３－５．障害と開発分野の国際協力実績（JICA、国際機関、二国間援助機関、国際 NGO 等との協力実績）[74]

• 日本政府[75]

【ボランティア事業】

・ シニアボランティア（職種：障害児・者支援。1 名。派遣期間: 2018- 2019。配属先：脳性まひ者協会）
・ シニアボランティア（職種：理学療法士。1 名。派遣期間: 2022-2023。配属先：脳性まひ者協会）
・ シニアボランティア（職種：障害児・者支援。1 名。派遣期間: 2020-2021、2022-2023。配属先：ユカタン聴覚障害者協会）

• 他ドナー

【国際機関】

国連開発計画（UNDP）、汎米保健機構/世界保健機関（PAHO/WHO）、国連児童基金（UNICEF）

・働く母親を支援するための幼児保育施設プログラム[76]（2015-2020）（カンペチェ州、チアパス州、ゲレロ州、オアハカ州、プエブラ州、タバスコ州、 ベラクルス州、ユカタン州、キンタナ・ロー州）[77]

国連民主主義基金（UNDEF）

・障害女性の参加とリーダーシップの強化[78]（期間不明）

【国際 NGO】

Perkins School for the Blind, International[79]

・Project PIXAN（2018～2030）（ユカタン州にアダプティブデザインセンター設立。メキシコシティ、ハリスコ州を含む 15 州の特別学校を含む 71 の公立学校が参加）

[74] 2016 年以降の実績を記載。
[75] 内閣府障害者白書、JICA 障害と開発パンフレットを基に記載。
[76] Programa de Estancias Infantiles (PEI)
[77] https://mptf.undp.org/project/00094644（参照 2026-3-4）Global Disability Fund から資金拠出。
[78] https://www.un.org/democracyfund/news/strengthening-participation-and-leadership-women-disabilities-mexico#:~:text=Eleni%2C%20Cecilia%2C%20and%20Mirza%20are,the%20work%20of%20other%20organizations.（参照 2026-3-4）実施者は現地団体 Documenta - Análisis y Acción para la Justicia Social, A.C.（Documenta）。
[79] https://www.perkins.org/international/mexico/（参照 2026-3-4） PIXAN は 2019 年に国連経済社会局の「SDG グッドプラクティス」として認定されている。https://sdgs.un.org/partnerships/project-pixan-increasing-access-quality-education-public-schools-mexico-children（参照 2026-3-4）

４． 障害関連団体の活動概況

４－１．障害当事者団体の活動概要

団体名	概要
メキシコ障害者権利連合（COAMEX） https://coamex.org.mx/	2009 年設立。メキシコ及び中米における障害者の人権保障を目的とした市民社会組織の連合体で、政策提言、CRPD 履行状況のモニタリング、障害者の実情に関する調査、啓発活動等を行っている。
メキシコ視覚障害者協会（Asociación Mexicana para la Atención de Personas con Discapacidad Visual: AMADIVI) http://www.amadivi.com.mx/	1997 年設立。全盲・弱視の視覚障害者のための教材及び適正技術（点字書籍やデジタル書籍録音等）の開発・普及を目的としている。また、視覚障害者の就労支援、生活の質の向上、公共政策への影響力行使による視覚障害者の地位向上を目指している。国内外の視覚障害者団体・支援団体とのネットワークを構築し活動している。
IncluSor A.C. https://www.inclusor.org.mx/	2013 年設立。首都で活動する聴覚障害者団体。聴覚障害者と聴者が障壁なく共生できる社会を目指している。聴覚障害者に対する教育・エンパワメント・セラピー活動、手話・ろう文化についての啓発活動、社会的障壁の除去等に取り組んでいる。また、聴者や子ども向けの手話講座も開催している。

４－２．障害者支援団体の活動概要

団体名	概要
メキシコ知的障害者のための組織連盟（Confederación Mexicana de Organizaciones en favor de la Personas con Discapacidad Intelectual: CONFE） https://confe.org/	1978 年設立。114 の知的障害者団体からなる連盟。知的障害者とその家族の尊厳ある生活と社会包摂の実現のために、早期介入や日常生活のためのトレーニング、職業訓練、権利擁護と政策策定への参加、家族支援等を行っている。
脳性まひ者協会（Asociación Pro Personas con Parálisis Cerebral: APAC） https://apac.mx/	1970 年設立。脳性まひ児の母親たちの支援団体としてスタートし、公的教育（幼稚園から高等学校）、医療サービス（理学療法及び心理ケアを含む）、社会的包摂支援（自立生活ワークショップや職業訓練）の 3 分野で 90 種以上のサービスを提供している。

Piña Palmera A.C. https://www.pinapalmera.org/	1984 年設立。オアハカ州南部の山岳地帯、海岸部、地峡地域に居住する先住民族を中心に、5,000 人以上の障害者とその家族に対し、障害者が社会の一員として、また家族の中で自立して暮らせるよう CBR アプローチによる支援を行っている。
Libre Acceso A. C. https://www.libreacceso.org/	1989 年設立。障害者のある人々のアクセシビシティの権利を保障し、社会的包摂を高めることを目的としている。首都を拠点に活動し、物理的、文化的、社会的な障壁を取り除くため、施設や空間のアクセシビリティの診断・評価や法的助言等を行っている。
テレトン財団（Fundación Teletón México） https://teleton.org/	1997 年設立。障害、がん、自閉スペクトラム症（Autism Spectrum Disorder。以下、「ASD」という。）を抱える子どもたちに質の高いリハビリテーションサービスを提供している。毎年 12 月にテレビ放送を中心とした大規模な募金活動を行い、市民や企業からの寄付金で全国 20 以上のセンターを運営・支援している。Universidad Teletón を通じて、リハビリテーション分野の専門人材育成も行う。
インクルジュメ財団（Fundación Inclúyeme） https://www.incluyeme.org/	2008 年設立。知的障害や ASD を対象とし、財団が所有するアパートでの共同生活、就労支援、レクリエーション活動等を通じて障害者の自立を支援している。

５．障害者が直面する障壁・ニーズ

５－１．保健医療サービスを利用する際に直面する障壁・ニーズ

COAMEX によると、障害者の 5 人に 1 人は医療サービスを利用できていない。新型コロナウイルス感染症のパンデミック下で、診察や検査、治療が延期・中止・キャンセルされたことにより、障害者の健康状態はさらに悪化しており、脆弱性を増している。[80]

Documenta によると、2022 年の時点で、刑事法及び保健関連法は、障害を理由とした収容を認めている。精神保健サービスに関する報告書及びインフォームド・コンセントに関する法規制は、医療的介入や入院が第三者の同意に基づいて行われる可能性がある。[81]

GIRE によると、91%の地方保健局が専門スタッフを欠き障害者への対応が不十分である。[82]

５－２．教育を受ける際に直面する障壁・ニーズ

COAMEX によると、教育分野においては、障害のある生徒を対象とした連邦高等学校支援プログラム（Programa de Apoyo a Planteles Federales de Educación Media Superior）が存在するものの、その他の教育段階は顧みられていない。また、インクルーシブ教育制度の実施に向けた予算配分を行う代わりに、連邦政府は引き続き特別支援教育サービスの強化に資源を割り当てている。[83]

Documenta によると、障害者の 20%が読み書きできない。教育へのアクセスが不十分であり、特に知的障害児に対する年齢や障害に応じた手続き上の配慮が欠如している。[84]

５－３．就労に関する障壁・ニーズ

COAMEX によると、2017 年には、障害者のうち雇用契約を締結している者は 25%、医療保険受給は 27%に過ぎなかった。また、障害者の 45%が契約なしに労働しており、54%が非公式労働に従事していた。新型コロナウイルス感染症パンデミックの結果、解雇、事業閉鎖、その他の理由により、多くの障害者が職を失った。国は障害者の労働へのインクルージョンを図るだけでなく、尊厳ある労働への権利、及びそれに伴う結社の権利や社会的保護を受ける権利などを保障するための措置を講じる必要がある。就労する障害者の約 7 割が非正規労働者であり、医療費の自己負担など脆弱な立場に置かれている。[85]

５－４．移動に関する障壁・ニーズ

COAMEX によると、2017 年時点で障害者の 85%が利用する公共交通機関がほとんどまたは全くアクセス可能でないと回答している。障害者団体や障害者支援団体と緊密に協議しながら、これまで存在しなかった「国家アクセシビリティ計画」を策定・実行する必要がある。ユニバーサルデザインの原則に基づき、物理的・建築的環境、交通システム、通信・情報シ

[80] COAMEX (2019)(INT/CRPD/ICO/MEX/36887) 及び(2022) (INT/CRPD/CSS/MEX/47920
[81] Documenta (2022) Análisis y acción para la justicia social (INT/CRPD/CSS/MEX/47979)
[82] GIRE (2022) (INT/CRPD/CSS/MEX/47838/S)
[83] COAMEX (2019, 2022)
[84] Documenta (2022)
[85] COAMEX (2019, 2022)

ステム（あらゆる情報通信技術を含む）に関連する製品、プログラム、サービスを適応させるための具体的な措置を講じる必要がある。[86]

５－５．情報保障に関する障壁・ニーズ

COAMEX によると、2017 年には、障害者の 39.6%が政府のオンライン情報がアクセス可能でないと感じており、53.8%が政府機関での情報がほとんどアクセス可能でないと回答している。さらに、手話通訳者は全国で 40 名と不足しており、情報保障の改善が急務である。[87]

ヒューマン・ライツ・ウォッチによると、障害者が犯罪を報告する際の情報保障が不十分である。例えば、ヌエボ・レオン州のオンライン犯罪報告システムは、視覚障害者向けのテキストサイズ調整や画像キャプション、手話動画が欠如しており、国際的なウェブアクセシビリティ基準を満たしていない。また、手話通訳は対面でのみ提供されるため、オンラインでの利用が制限されている。これにより、障害者が犯罪を報告する際の障壁が増大し、平等な司法アクセスが妨げられている。[88]

５－６．ジェンダーに関する障壁・ニーズ

COAMEX によると、女性に対する殺人事件、暴力に関する助けを求める通報、及び家庭内暴力に関する刑事捜査の開始件数について、データの細分化が行われていないため障害者の割合を把握することができない。また、暴力被害者のためのシェルターやその他のサービスのほとんどは、44 か所の女性司法センターを含め、障害者にとって利用できない状態にある。[89]

Grupo de Información en Reproducción Elegida, A. C によると、カウンセリングサービスや避妊手段へのアクセスにおいて、障害女性のニーズや特性を考慮するための細分化された統計情報は存在していない。情報公開請求を行った結果、連邦レベルでも地方レベルでも、医療機関には障害女性に対応するための訓練を受けたスタッフがほとんどいないことが明らかになった。また州によっては中絶に対する処罰規定を定めており、特にレイプ事件における妊娠中絶期間の限定は障害女性の権利侵害につながっている。[90]

ヒューマン・ライツ・ウォッチは、家庭内暴力に関する調査が行われているが、ジェンダーや障害に基づくデータの収集は不十分であり、政府はジェンダーや障害に基づく暴力の実態を把握するため、調査項目を拡充し、包括的なデータ収集を行う必要があると指摘している。[91]

[86] COAMEX (2019, 2022)
[87] COAMEX (2019, 2022)
[88] Human Rights Watch (2022) (INT/CRPD/CSS/MEX/47822)
[89] COAMEX (2019)
[90] Grupo de Información en Reproducción Elegida, A. C (2022) (INT/CRPD/CSS/MEX/47838)
[91] Human Rights Watch (2022)

６．参考資料

Gobierno de México (2011) CRPD *Informes iniciales presentados por los Estados partes de conformidad con el artículo 35 de la Convención* (CRPD/C/MEX/1)

Gobierno de México (2018) *Informes periódicos segundo y tercero combinados que México debía presentar en 2018 en virtud del artículo 35 de la Convención* (CRPD/C/MEX/2-3)

Gobierno de México (2021) *Respuestas de México a la lista de cuestiones relativa a sus informes periódicos segundo y tercero combinados* (CRPD/C/MEX/RQ/2-3)

Gobierno de México (2025) *Plan Nacional de Desarrollo 2025-2030*

Instituto Nacional de Estadística y Geografía (2023) *Encuesta Nacional de la Dinámica Demográfica 2023*

Instituto Nacional de Estadística y Geografía (2024) *Estadísticas a propósito del Día Internacional de las Personas con Discapacidad*

Instituto Nacional de Estadística y Geografía (2025) *Estadísticas a propósito del Día Internacional de las Personas con Discapacidad*

Naciones Unidas (2022) *CRPD Observaciones finales sobre los informes periódicos segundo y tercero combinados de México* (CRPD/C/MEX/CO/2-3)

Naciones Unidas (2024) *CRC Observaciones finales sobre los informes periódicos sexto y séptimo combinados de México* (CRC/C/MEX/CO/6-7)

Naciones Unidas (2025) *CEDAW Observaciones finales sobre el décimo informe periódico de México* (CEDAW/C/MEX/CO/10)

JICA（2021）『国別障害関連情報：メキシコ合衆国』

＜ウェブ情報＞

内閣府 (2016-2025)『障害者白書』https://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/index-w.html（参照 2026-3-4）

JICA（2025）『すべての人々が恩恵を受ける世界を目指して「障害と開発」への取り組み』https://www.jica.go.jp/publication/pamph/ku57pq00002iqnxw-tt/disability_and_development.pdf（参照 2026-3-4）